厚生労働省予防・健康づくり大規模実証事業内
「特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業」にかかる
介入・効果検証の実施について

厚生労働省では、令和２年度より 「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」（以下、「大規模実証事業」という。）を実施しています。

室蘭市では、大規模実証事業のうち、特定健診・特定保健指導制度の機能強化につながるエビデンスの創出・蓄積を行うことを目的とした「特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業」に参加しています。

本実証事業では、特定保健指導の利用や、医療機関の受診を促す通知等をお送りし、健康アウトカムの改善に対する効果を検証します。事業は、京都大学の倫理委員会の承認を得たのち、研究責任者の管轄のもとに行われます。分析結果は、厚生労働省への報告や専門の学会・学術雑誌へ発表することを予定していますが、研究結果発表の際に、個人に関する情報（氏名など）が外部に公表されることは一切ありません。

もし、本実証事業にご自身の健康・医療情報を使用されることに同意されない方は、下記連絡先にご連絡くだされば、分析の対象から除かせて頂きます。同意されない場合でも、不利益を被ることは一切ありません。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

■ 概要

1) 行動経済学に基づく「ナッジ」を用いた特定保健指導・医療機関受診の勧奨通知や、携帯電話のショートメール（SMS 等）を活用した情報提供を行い健康アウトカムに与える影響を評価します。

■ 事業期間

倫理審査承認日～令和５年３月

※ただし、事業の効果を把握するためには、中長期的な経過観察が必要となることから、分析には令和７年度末までのデータを用います

■ 対象となる方

- 令和３年度の特定健診で特定保健指導積極的支援の対象となった方のうち、心血管病リスクが高いと推定された方
- 令和２年度の特定健診で、血糖・血圧・脂質のいずれかが受療勧奨判定値に該当するものの、その後の医療機関受診が確認できない方のうち、心血管病リスクが高いと推定された方

■ 検証方法

保健指導の利用状況、医療受診の状況、心血管病のリスク因子の状態を評価します。

■ 分析に用いるデータの種類

- 特定健康診査結果・質問票

- レセプトデータ（医療機関が保険者に医療費を請求する際の明細書）
  ※医療情報は個人が分からない形で分析します。

＜共同研究機関の名称及び研究責任者＞
京都大学医学研究科　人間健康科学　福間真悟
全国土木建築国民健康保険組合
株式会社キャンサースキャン

＜問い合わせ先＞

■　研究内容に関する問い合わせ先
京都大学医学研究科 福間真悟研究グループ
福間　真悟
075-366-7675

■　介入内容に関する問い合わせ先
株式会社キャンサースキャン
米倉　章夫
03-6420-3390

■　健康・医療情報の提供辞退に関する問い合わせ先
室蘭市生活環境部保険年金課給付係
特定保健指導担当
0143-25-1010